

仙台叢書〔別巻2〕（「天遊館記」。「仙台金石志」巻之9の内）

仙台人名大辞書（菊田定郷）

〔「與兵衛沼」を標出項目とする資料がないので複数の資料に潜在する内在情報を連結させて解決しなければならないケースである。〕

## 108 仙台の大橋殉教はいつか

問 仙台の大橋殉教碑の銘板に『元和10年〔1624〕2月18日と2月22日（太陽暦）ポルトガル宣教師カルバリオ神父外8名の教徒が水責めにあって殉教した』とあり、一方大橋たもとの案内板には『寛永元年〔1624〕1月4日カルバリヨ神父以下7名の切支丹が水責めで処刑された』と、違ったことが書かれています。どちらが本当なのですか。

答 大橋下のプール寄りの河原の殉教碑は深沢守三神父が製作、信者有志の建立したもので、その銘板には、次のように刻まれています。

『仙台キリシタン殉教碑

ここは元和10年〔1624〕2月18日と2月22日（太陽暦）ポルトガル人宣教師カルバリオ神父日本名長崎五郎衛門外8名のキリスト教徒が大橋の下の水牢で嚴寒のさなかに水責めにあって殉教した遺跡である

この記念像は深沢守三神父の作 三体の記念像のうち中央はカルバリオ神父 その左右はここでの殉教者たちの象徴としての武士と農民像である

1971年9月12日』

右側の銘板には

『重而〔かさねて〕召捕候きりしたんの覚

高橋佐々衛門 お浜之者

野口二右衛門 豊前ノ者

若杉太郎衛門 但馬ノ者

安間孫兵衛 遠江ノ者

小山正太夫 越前ノ者

佐藤今衛門 若松ノ者

長崎五郎衛門 なんばん人

次兵衛 死 相模ノ者

次右衛門 死 越中ノ者

右之者共色々いけんを申候得どころび不申候ニ付 大橋之下ニ水籠〔みずろう〕を仕入ころび  
申様ニと様々申付候へ共合点〔がてん〕いたさず兩人ハはて申候相残〔あいのこる〕七人もはてさ  
うニ見え申候へ共耄人もころび可申と申者無御座候 以上

正月二日 (石母田文書)』  
(4) (5)  
とあります。

一方、広瀬川左岸の大橋の右たもとには、殉教碑の建碑以前から案内板が設置されており、それには次の通り記されています。

### 『吉利支丹殉教遺跡』 (6)

仙台藩における吉利支丹〔きりしたん〕伝道は既に幕府が禁教に傾いた時期に始められたが開教の当初には伊達政宗公は南蛮〔なんばん〕貿易開始の意図があったので保護政策をとって吉利支丹の取扱いは比較的寛大であった。慶長18年〔1613〕以後幕府の禁教令がその直轄地から拡大され全国の諸大名領に対しても厳しく行なわれるようになってからは吉利支丹の禁圧迫害は仙台領全般に及ぶに至った。

ここは寛永元年（1624年）1月4日ポルトガル人カルバリヨ神父以下7名の吉利支丹が極寒の最中大橋の下の水牢で水責めにあったが棄教命令に従わないので処刑された遺跡である。『仙台市』

およそ、旧暦（太陰太陽暦）と新暦（太陽暦）とは、全く異質別建ての時間尺度であります。従って、いずれの暦法によるかによって、同一事実に関する年月日表現が不一致になるは当然のことです。あたかもメートル法によるのと尺貫法による寸法や重量表現とが別様であるのと同然であります。しかしこの設問の対象となった二物は、設置の主体と時点が別個だけに、それぞれの厳密さを欠いた不用意な表現が更に競合して見る人の誤解を誘発するものとなっているのであります。まず殉教碑銘板に於ては、

「元和10年〔旧暦に基づく日本元号〕+2月18日と2月22日〔新暦の日付〕」と誤った結合をしてしまっています。月日の部分だけ太陽暦と括弧していますが、かりにそうだとしても、2月18日は旧暦に換算すれば旧12月30日に当り前年の元和9年に入れなければならない日であります。この表現は不合理なので正しくは、「1624年2月18日と2月22日」とし、必要があれば（元和9年12月30日と翌10年1月4日に当る）と注記すべきであります。一方、案内板の方は、寛永と改元されたのが元和10年2月30日のことでしたから、

「寛永元年〔1624〕1月4日」の日付は未発の元号を遡及させた表現であるので、厳密には「元和10年1月4日」と記すべきであります。また前年12月30日の初回の2名殉教のことを取り落していますのでこれを補い、

「元和9年12月30日と元和10年1月4日」と改め、人数を訂正し、必要があれば（1624年2月18日と2月22日）と注記すべきものであります。

往々にして、暦法の理解・認識を欠如した歴史記述が見られます。歴史的事実にとって重要な5Wの中のwhenについては、最も慎重な留意を要求されます。要は年月日表示は首尾同一暦法で一貫したものでなければ誤りであるということです。異種の暦法の不用意な混用は絶対避けるべきだということであり、問題の大橋殉教の日付について、関係図書資料をこの点から検討すると次の通りですので、併せて御参考に供します。

1. 暦法観念がないため、新暦日付と旧暦日付とが無差別に排列された結果年月日順が転倒してしまったもの

「宮城県郷土史年表」（菊地勝之助）

『寛永元年（1624）

2月20日将軍家光を江戸藩邸に饗す

2月22日ガルバリヨ等信徒数名…水責を受けて凍死す』

2月20日の事項は旧暦、2月22日の日付は新暦によったもので旧暦に引き戻せば1月4日であるので、前後逆倒しており、年表の意義が破綻しています。

2. 暦法の認識が不十分なもの

「仙台市史年表」（「仙台市史」第10巻の内）

『元和9年（<sup>x x x</sup>1623）12月 この月吉利支丹宗徒捕えられ、広瀬川に水漬にさる』

元和9年11月11日が1624年1月1日に当たっているので、この項目の12月はもはや1623年ではなく、1624年と記すべきです。

3. 日本の元号が年の中途に於て改められることの認識が不足だったもの。

「仙台市史年表」

『寛永元年（<sup>x x</sup>1624）1月 この月耶蘇会士デオゴ、カルヴァリヨ殉死す』

寛永と改元されたのは元和10年2月30日なので、1月殉教の時点で未発の元号を用いていることは誤解の基であるから、厳正には元和10年と記すべきです。歴史書は殆どこのような取扱いをしているのが通例であるが、それは飽くまで便宜的なものであります。

4. 正しい記述をしているもの

「仙台の洋学」（重久篤太郎「仙台市史」第4巻の内）

『日本殉教史上有名なカルヴァリヨ以下9名の使徒の水責は、元和9年（<sup>o o</sup>16<sup>o o</sup>24）大晦日<sup>o o</sup>のことで一行9名を仙台広瀬川大橋の下に水籠に仕入れ水責に附したが、まず寒気に堪えかねた相模のマチャス次兵衛及び越中のジュリアノ治右衛門の2人が死去した。これを第一次として引続き翌<sup>o o</sup>10年（<sup>o o</sup>16<sup>o o</sup>24）1月4日に第二次の水責があつて初度の水責に生永らえた7人、即ちカルヴァリヨ（日本名、長崎五郎衛門）、お浜の高橋左々衛門、豊前の野口二右衛門（アンドレヤ）、但馬の若杉太郎右衛門（マチャス）、遠江の安間孫兵衛（マテオ）、越前の小山正太夫（マチャス）、若松の佐藤今衛門（レオ）が殉教したのである。これらの殉教者はいずれも仙台藩士は1

人もなかったが、北陸、九州、山陰、東海等の遠隔の地の出身者で、当時各地で迫害をうけた信徒が奥羽方面に潜伏していたものであろう。』

「東北キリシタン史」(浦川和三郎)

『<sup>○</sup>1<sup>○</sup>6<sup>○</sup>2<sup>○</sup>4年<sup>○</sup>2月<sup>○</sup>1<sup>○</sup>8日(日本暦の大晦日)……一同は……大橋の<sup>○</sup>下流…水牢に入れられた。……3時間の後2人は絶命した。…第2回には10時間…水の中に漬けられ……殉教の日は<sup>○○○</sup>1624年<sup>○</sup>2月<sup>○</sup>2<sup>○</sup>2日……』

「奥羽切支丹史」(菅野義之助)

『<sup>○</sup>元<sup>○</sup>和<sup>○</sup>9年<sup>○</sup>1<sup>○</sup>2月<sup>○</sup>晦日(太陽暦<sup>○</sup>1<sup>○</sup>6<sup>○</sup>2<sup>○</sup>4年<sup>○</sup>2月<sup>○</sup>1<sup>○</sup>8日)……水中に…マチアス治兵衛とジュリアノ治右衛門とはついに絶命した。……生存者7名はその後4日を経て、<sup>×××</sup>寛永元年正月4日(西暦<sup>○</sup>1<sup>○</sup>6<sup>○</sup>2<sup>○</sup>4年<sup>○</sup>2月<sup>○</sup>2<sup>○</sup>2日)再び水牢に投ぜられ凍死する……』

「仙台領キリシタン秘話衰滅篇」(紫桃正隆)

『旧暦の大晦日(新暦の2月18日)…マチアス治兵衛と、ジュリアノ次右衛門は遂に絶命した。……生存者7名に対しては、正月の3日間は休み、<sup>○</sup>元<sup>○</sup>和<sup>○</sup>1<sup>○</sup>0年(寛永と改元)の正月4日に再び拷問が行われた。だが1人も転宗するものなく、皆凍死した。』

注(1) 日本名、長崎五郎衛門。1577~1624、ポルトガル人。1594年イエズス会に入り、大学卒業後司祭となり、中国に渡り、マカオにとどまること数年、慶長14年〔1609〕来日、満2年間天草にあって日本語を学んだ後、関西地方で伝道に従事したが、慶長19年〔1614〕追放令で安南に去った。元和2年〔1616〕再び来日して大村に伝道した。翌年東北各地に伝道し、北海道に渡っている。同9年イエズス会の副管区長に任ぜられてからは、主に仙台地方の教化に力を尽した。彼を援助したのが後藤寿庵であった。後藤寿庵の「寿庵堰」〔胆沢平野を灌漑する大用水堀〕工事はカルバリヨの技術的な助言指導によるものだといわれる。元和9年の暮に逮捕され翌10年正月4日、広瀬川で二度目の水責めにあって殉教した。

注(2) 「大橋之下」これは「おおはしのしも」と読むべきで、これを大概「した」と読んでしまうため殉教場所を推定するに橋の直下とし、しかも明治以後の現大橋位置に抱泥する設定の仕方をしてしまうことには疑問がある。大橋の明治以前の位置は現在よりも上流であったし、大橋は大手に通ずる橋である。その直下が惨虐な処刑の場所として使われたかどうか。橋の下手と読みとる方が妥当である。故村岡典嗣教授は「琵琶首」であると考証された。

注(3) キリシタン教徒が改宗する。棄教する。

注(4) 故東北大学教授村岡典嗣(つねつぐ)が、昭和2年〔1927〕10月半ば、仙台の骨董店で発見した古文書の文面によったものである。大形美濃紙を二つ折りにしたもの。カルバリヨの殉教に関する史料としては、それまでヨーロッパ所伝のものがあったただけであっ

た。これはわが国唯一の文献で、従来のヨーロッパ所伝の史実と完全に符合する。

『きりしたん御せんさく覚

伊藤次郎衛門百姓

大村ノ賀兵衛

和田主水百姓

掃部

同

金七

同

三九郎

三廻のあん斎

右何もつよく申はらひ候に付而右の者共火あぶり仕候事』(この後に銘板に刻まれた通りの文面が続く。)

この文書の日付は、元和10年の1月2日であって、ガルバリヨ等が第1回の水責めを受けて2名が死亡した後、第2回の拷問が行われる間に記されたものである。なお「三廻のあん斎」の三廻は三迫(さんのはざま)であると村岡教授は記している。

注(5) 石母田大膳亮(だいぜんのおすけ)宗頼に関する古文書、即ち大膳宛書状・大膳書状・案文等の総称で、この中に仙台切支丹関係の古文書が約120余通含まれている。1月2日付のカルバリヨ関係文書もその中の一つである。もと村岡典嗣教授が収集されたものであるが、現在は天理大学に所蔵されている。石母田家蔵「石母田文書」とは別個。

注(6) ポルトガル語に漢字音をあてた表現。初め吉利支丹と書き、禁教後は鬼理死丹・切支丹などと書き、また將軍綱吉<sup>○</sup>以後は「吉」をさけて切支丹と記した。天文19年〔1550〕イエズス会士フランシスコ・デ・ザビエルらがわが国に伝えたキリスト教。またその信徒をいう。

資料 三正綜覧(内務省地理局)

仙台市史第4巻

東北キリシタン史(浦川和三郎)

奥羽切支丹史(菅野義之助)

仙台領キリシタン秘話衰滅篇(紫藤正隆)

日本暦日原典(内田正男)